

令和5年度武蔵野市農業委員会活動指針

令和5年3月27日

武蔵野市農業委員会

令和5年度武蔵野市農業委員会活動指針

武蔵野市農業委員会は、農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)第1条に定める目的を達成するため、法第6条に規定する所掌事務を遂行するとともに都市農地の保全と農業を発展させることを目標に、令和5年度活動指針を次のとおり定める。

1 基本方針

令和5年3月16日付け、東京都農業会議の令和5年度農業委員会活動推進要領～未来につなぐ農業委員会活動と農地の有効活用等の促進に向けて～に準拠し、令和5年度の農業委員会活動を展開する。

令和5年度農業委員会活動推進要領

～未来につなぐ農業委員会活動と農地の有効活用等の促進に向けて～

令和5年3月16日
一般社団法人
東京都農業会議

I 目的

東京都内の農業委員会は、毎年、統一活動および重点活動を定め、農地の利用促進や担い手の支援等を積極的に進めてきた。

平成28年4月1日に農業委員会法の一部改正法が施行され、令和5年度には、都内の7割の農業委員会で新体制移行後2回目となる任期満了により、新たな農業委員および農地利用最適化推進委員が選任されることになる。

また、令和5年4月1日から農業委員会法第7条の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが義務化されたことから、これまでの活動計画を改め、新たに指針を定めて、農業委員会活動を進めることが必要となっている。

こうした中、多様性を有する東京農業において、市街化区域以外に関しては、令和5年4月1日に施行の改正農業経営基盤強化促進法に基づき、地域計画や目標地図を作成し、地域農業の将来像を描いていくことが求められており、あわせて農業振興地域等を中心に、認定農業者や認定新規就農者の規模拡大や新規参入をさらに促進するため、新たな農地制度の周知と農地中間管理事業等の活用が重要となっている。特に、島しょ地域等においては、農地中間管理事業の仕組みによる所有者不明農地の貸借を活用すること等を進めていく必要がある。

都市農地においては、平成30年4月1日に特定生産緑地制度が施行され、これまで農業委員会の最重要活動として特定生産緑地制度の周知と指定の促進に努め、その結果、都内の対象の生産緑地の90%以上が特定生産緑地に指定された。

今後は、特定生産緑地に指定された農地の有効活用を推進し、所有者による耕作が困難なときには、生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借の活用を進め、さらに、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会で整備しマッチング活動を推進することで、都市農業・農地の利用促進につなげていくことが重要となっている。

農業の担い手については、都市農地貸借円滑化法の施行により、市街化区域においても認定新規就農者制度の具体的な活用が可能となっていることから、今後は、都内全域で本制度を活用した農業後継者や新規就農者の支援を行うことが重要である。

そして、農業委員会は、これらの農業委員会活動を通じ得られた農業者の意見や知見をもとに、関係行政機関への意見提出につなげることで、農業・農地施策の改善に積極的に貢献することが求められている。

このような情勢を受けて、令和5年度においては、重点活動を定め、統一活動とあわせ積極的に取り組むものとして、令和5年度農業委員会活動推進要領を定めるものとする。

2 活動計画等

(1) 会議等の開催

① 総会及び全員協議会

法第6条に規定する所掌事務を円滑に処理するため、毎月総会又は全員協議会を開催する。

② 特別委員会

委員会活動を円滑に推進するため、特別委員会の役割を改めて明確化する。そのうえで必要に応じて、農業経営特別委員会・農地利用特別委員会・広報委員会を開催する。

(2) 農地の保全、利用促進及び遊休農地の発生防止

① 農地パトロール

都市農業の基盤である生産緑地地区の保全を図ると共に、相続税納税猶予特例農地等の適正な農地管理を推進するため、9月～10月を農地保全・利活用推進月間と設定し、農地パトロールを実施する。また、管理不十分という指導を行った農地については3月にも再度確認のパトロールを実施することとする。

また、宅地化する農地にあっても同様に、適正な農地管理を行うよう指導等を行い農地管理の徹底を図る。

② 生産緑地追加指定の推進

農業経営意向のある農業者が所有する宅地化農地等について、生産緑地への追加指定を進める。

③ 防災協定の推進

農地は、災害時の一時避難場所として重要な役割を持つことから、防災協定農地の取組みを推進するとともに、市民にもPRしていく。

④ 遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法

上記①等の活動を通じ、引き続き遊休農地の発生防止に取り組む。

遊休農地の発生防止及び解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B / A)
現状 (令和5年3月)	27.12ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和8年3月)	26ha	0 ha	0 %
目標 (令和15年3月)	26ha	0 ha	0 %

(3) SDGsを意識した環境保全型農業の推進

SDGsの考え方が広まりつつあることを念頭に、環境への負荷をできるだけ少なくするため、有機肥料、自然崩壊性マルチシート、フェロモントラップなど環境保全型農業資器材の導入を積極的に推進し、環境にやさしい農業を進める。

(4) 企業的農業経営者の育成指導

- ① 関係機関の実施する企業的農業経営者の各種育成事業への参加を促し、その活動を支援する。また、認定農業者及び都市型認定農業者等で組織する、武蔵野市農業経営改善協議会と連携していく。
- ② 東京都農業会議及び北多摩地区農業委員会連合会等が行う、顕彰事業に優秀な農業者を推薦する。

(5) 認定農業者・都市型認定農業者の育成・支援、家族経営協定の推進

令和2年度に都市型認定農業者制度が創設されたことに伴い、令和3年度に改定された農業振興基本計画においては、認定農業者数及び都市型認定農業者数の全農業者に占める割合を令和7年度までに65%とすることが目標となった。この目標を達成するため、以下のとおり、取組をさらに推進する。

- ① 農業経営改善に取り組む意欲ある農業者の認定を推進する。
- ② 農業経営改善計画の実現を目指す認定農業者及び都市型認定農業者を支援する。
- ③ 家族農業従事者それぞれの役割分担を明らかにする家族経営協定を推進する。
- ④ 東京都都市農業経営力強化事業及び未来に残す東京の農地プロジェクト事業等の補助事業の申請を促し、農業経営者を支援する。

(6) 農業後継者の育成・確保

- ① 新たに就農する跡継ぎなどの人材を確保し、育成を支援する。
- ② J A東京むさし武蔵野地区青壮年部並びに生産組合長等と連携をとりながら後継者が行う各種行事等を支援する。

(7) 地産地消の推進

- ① 消費地が身近にあるという立地条件を活かし、新鮮な農産物をいち早く消費者に提供できるよう、J A東京むさし武蔵野新鮮館、アンテナショップ麦わら帽子での販売拡充を推進するとともに、農産物直売所マップまたはG o o g l e M a p sを活用し、市民の直売所利用を促進する。
- ② 市民の農業への理解を得るため、フレッシュサラダ作戦、農産物直売会など生産者の顔の見える直売活動を推進する。
- ③ こうのとりのベジタブル事業、小学生・幼稚園児・保育園児の芋ほり等収穫体験、学校給食への食材提供等、農を通じての食育への取組みを推進する。

(8) 市民との交流活動の推進

- ① 農業交流活性化支援事業を推進するため、農業者等からの相談などには積極的に応じ、支援する。
- ② 援農ボランティアの推進を支援する。
- ③ 市民に農作物の生産現場を見学してもらい農業者との意見交換を行う農家見学会の開催に協力する。
- ④ その他、各年代層を対象に農業とふれあう事業を展開する市の関連部署との連携を図る。

(9) 農産物品評会への参加

武蔵野市が主催し、農業委員会及びJ A東京むさし武蔵野地区と共催する夏野菜品評会・農産物品評会を積極的に支援し、農業者の栽培技術の向上及び市内農業のPRをめざす。

また、出品された農産物の即売会を通じて、市民と農業者との交流を深める。

(10) 農業者年金業務

農業者年金の周知や加入促進を東京都農業会議と連携して進める。

(11) 農業委員の調査及び研修

- ① 農業委員会活動の充実を図るため、先進地の視察・研修を実施する。
また、関係機関等の実施する視察・研修に参加する。
- ② 農業体験農園や農業ヘルパー制度等の調査研究を行い、その調査研究に対しても支援を行う。

(12) 農業委員の活動記録の保管

農業委員会活動の基本である、一人ひとりが「行動する農業委員」として記録活動をさらに充実し、目に見える農業委員会活動の推進をはかるために「農業委員会活動記録カード」に加え、集計を簡易にするためにExcelで活動記録を保管していくこととし、情報交換を行うとともに問題点については定例総会等で協議する。

3 農政対策の推進

(1) 農業者の意見集約と市長等への意見書提出

法改正による建議の廃止を受け、活動の原点に立ち返り、農業者の意見集約をし、市長等へ意見書を提出する。

(2) 情報収集・発信活動の推進

① 農業委員会だより「むさし農」の発行や市広報誌・ホームページの活用等、委員会が農業者・地域住民に対して行う独自の情報提供活動を強化する。

② 引き続き都市農業振興基本法をはじめ、農業委員会法や農業協同組合法、農地法の改正等をふまえ、座談会や研修の場を活用し、農業者の諸制度の情勢を的確に伝え、新制度への理解を促進するとともに、情報収集活動を積極的に進める。

(3) 農地制度のさらなる浸透をはかる

農業者にとって関係の深い農地制度について、さらなる理解を深め、制度の浸透を図る。

4 関係機関・団体との連携

次の団体と密接な連携をとり、都市農政の推進を図る。

武蔵野市、東京都、東京都農業会議、北多摩地区農業委員会連合会、東京むさし農業協同組合、武蔵野市都市農政推進協議会、武蔵野市農業経営改善協議会、他区市町農業委員会及び関係団体